

棄権することなく投票しましょう

選挙は、私たちの代表者を選ぶ大切なものです。

選挙で選ばれる代表には、国の政治に関わる衆議院議員と参議院議員、地域の政治に関わる都道府県知事・議会議員、市区町村長・議会議員があります。

選挙は、自分の意見を形にする貴重な機会です。

棄権することなく、あなたの思いを込めた一票を投じましょう。

【問い合わせ】本館選挙管理委員会事務局(☎24-2111内線222)

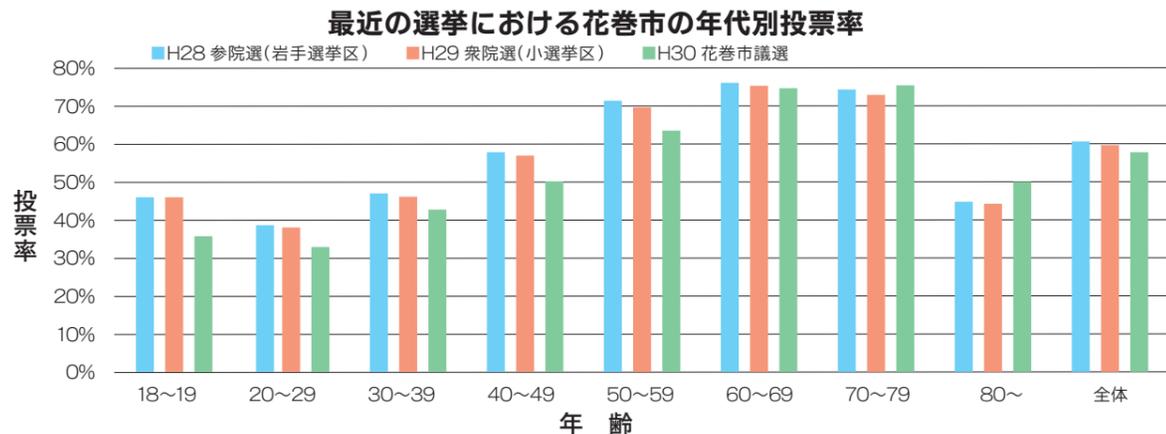
■年代別投票率の状況

下のグラフは、最近の選挙における本市の年代別投票率を表しています。

20・30代の投票率が低いことが分かります。「若者は政治に関心がない」という声を耳にしますが、若者にも社会に対する意見や要望があるはずで

また、20・30代ばかりではなく、全般的に年々投票率が低くなっています。

自分一人の投票で世の中は変わらないなど思わずに、住みよい社会にしていけるためにどうすべきかを考え、積極的に投票しましょう。



■投票所に行けないときは

◆期日前投票

投票日に、投票所での投票ができない人は「期日前投票」ができます。

学校や仕事、旅行・レジャー、冠婚葬祭などの理由で投票所に行くことができない場合、選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日までの期間、自分の都合に合わせて投票ができます。

市内の期日前投票所は、ぷらっと花巻(イトーヨーカドー花巻店2階)、各総合支所に開設。午前8時30分から午後8時まで投票できます。

◆不在者投票

選挙期間中に仕事や旅行などで花巻市外に滞在している人は、滞在先の市区町村で「不在者投票」ができます。また、指定病院に入院している人などは、その施設内で投票できる場合があります。

■家族で投票に行きましょう

公職選挙法の改正により、平成28年6月から投票所に入場できる子どもの年齢が従来の幼児から18歳未満の人に拡大されました。

将来、有権者となる子どもたちが投票所に行き、選挙人の投票している姿を間近に見ることは、投票による政治参加の重要性を学ぶ大切な機会となります。家族と一緒に投票所に行ってみませんか。

■選挙啓発授業をご活用ください

市選挙管理委員会では、市内の小中高校などで、選挙制度の概要、模擬投票、選挙クイズなどを中心とした内容の授業を行います。

学校だけではなく、企業や団体などにも伺いますので、お気軽にお問い合わせください。

交通事故などのけがの治療に 国保の保険証を使用したいとき

国保に加入している人が

第三者行為によるけがや病気の治療で保険証を使いたい(使った)ときは市に「第三者行為による被害届」を提出する必要があります。皆さんの保険税を大切に使うために必ず届け出をお願いします。

【問い合わせ】本館国保医療課(☎24-2111内線535)

■第三者行為による被害届

本来、他人の行為でけがをした、病気になったという場合の治療費は、加害者が過失割合に応じて負担するのが原則です。しかし、加害者との間にトラブルがあったり、治療費をすぐに用意できなかったりと、治療を早く受けたいのに支払いのめどが立たない場合があります。

こうしたときに「第三者行為による被害届」を市に提出することで、治療費をいったん国保で立て替えることができます。国保が立て替えた治療費は市が後から加害者へ請求します。

「第三者行為による被害届」は、治療を受ける前の届け出をお願いしますが、急を要する場合は治療を受けた後でも受け付けます。

第三者行為…交通事故や他人が飼っているペットにかまれてけがをした、飲食店で食中毒に遭ったなど
※交通事故の場合は必ず警察と加入している自動車保険会社に連絡してください

■届け出に必要なものは

次のものを本館国保医療課に持参して手続きを行ってください。

- 保険証
- 印鑑
- 本人確認書類(免許証など)
- 交通事故証明(交通事故の場合)
- 示談書(示談した場合)

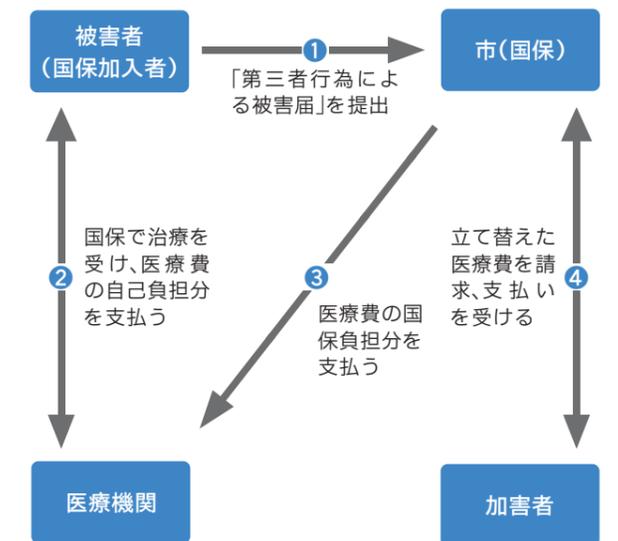
◆示談する前にご連絡を

示談する場合は、必ず事前に市にご連絡ください。示談の内容によっては、市から加害者に治療費が請求できなくなる場合があります。

◆届け出がないと

「第三者行為による被害届」の提出がない場合、市では第三者行為によるけがの治療ということが分かりません。そのため加害者に治療費を請求できなくなってしまいます。

皆さんの保険税を大切に使うために、必ず届け出をお願いします。



■負傷原因報告書の提出にご協力を

市では、医療機関から提出されるレセプト(診療報酬明細書)に基づき、治療内容から第三者行為が疑われる人に「負傷原因報告書」を送付しています。

第三者行為に該当しない人にも届く場合がありますが、届いたときはけがの原因について記入し、提出をお願いします。

第三者行為に該当していた場合は、市の案内に従い、必要な手続きをとりましょう。

◆次のケースでは保険証を使えない場合があります

- 通勤中や工作中に第三者行為によってけがなどをした場合
※労災保険が適用になります
- けんかや無免許運転などによるけがで治療を受けようとした場合

❖国保以外の健康保険に加入している人は、加入中の健康保険へご確認ください